

(第52号議案)

中野区区民活動センター条例(平成23年中野区条例第14号)新旧対照表

改正案					現行					
第1条～第17条 (略)					第1条～第17条 (略)					
附則 (略)					附則 (略)					
別表第1 (略)					別表第1 (略)					
別表第2 (第10条関係)					別表第2 (第10条関係)					
センター名	施設名	単位時間			センター名	施設名	単位時間			
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	
中野区南中野区民活動センター～中野区鷺宮区民活動センター分室	(略)	(略)	(略)	(略)	中野区南中野区民活動センター～中野区鷺宮区民活動センター分室	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中野区上鷺宮区民活動センター	洋室二	600円	700円		700円	中野区上鷺宮区民活動センター	洋室三	400円	600円
	洋室三	400円	600円	600円	洋室四	400円		600円	600円	
	洋室四	400円	600円	600円	洋室五	300円		400円	400円	
	洋室五	300円	400円	400円	和室一・二	600円		700円	700円	
	和室三	300円	400円	400円	和室三	300円		400円	400円	
	和室四	300円	400円	400円	和室四	300円		400円	400円	
	調理室	300円	400円	400円	調理室	300円		400円	400円	
	音楽室	300円	400円	400円	音楽室	300円		400円	400円	
中野区上鷺宮区民活動センター分室	(略)	(略)	(略)	(略)	中野区上鷺宮区民活動センター分室	(略)		(略)	(略)	(略)
別表第3・別表第4 (略)					別表第3・別表第4 (略)					
附則										
1 この条例は、平成30年1月6日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。										
2 施行日以後の中野区上鷺宮区民活動センターの施設(洋室二に限る。)の使用に係る中野区区民活動センター条例第7条の規定による使用の承認、同条例第8条の規定による使用の不承認、同条例第9条の規定による使用の承認の取消し等、同条例第10条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。										